

安城市 空家等対策計画



2018 年(平成 30 年)3 月

は じ め に

近年、空き家問題がマスコミでも大きく取り上げられるようになり、市民の関心も高まっています。本市においても、かなりの数の空き家があり、適正な管理が行われていない空き家について市民の方から相談が寄せられています。

本市では人口増加が続いており、他都市と比較しますと空き家率も県平均を下回っていますが、将来的には人口が減少し、空き家が急速に増加する恐れがあります。

空き家の発生を抑えるとともに、所有者の方による適正な管理をすすめ、将来特定空家等になりかねない問題のある空き家の解消にいち早く取り組んでいくことが重要だと考え、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等対策計画を策定しました。今後は、この計画に従って、空き家に関する様々な施策を効果的かつ効率的に推進してまいります。

本市では、市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち「健幸都市」の実現をめざしていますが、暮らしの質を高め、持続可能なまちとしていくためにも空き家対策は重要です。本市の進める空き家対策への市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました安城市空家等対策協議会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました皆さま方に心より感謝を申し上げます。

2018 年（平成 30 年）3 月

安城市長 神谷 学

目 次

はじめに

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の対象とする空き家	2
5 計画の対象とする地域	2

第2章 安城市における空き家の現状と課題

1 安城市の概況	3
2 安城市の空き家の現状	7
3 空き家対策上の課題	19

第3章 空家等対策計画

1 空家等対策に関する基本的な方針	22
2 空家等対策の基本施策	23
3 空家等の調査に関する事項	24
4 所有者等による空家等の適切な管理に関する事項	26
5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	28
6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項	29
7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	32
8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項	33
9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	34

参考資料

空家等対策の推進に関する特別措置法	36
住宅・土地統計調査による県内都市比較	41
空き家実態調査結果	43
空き家所有者アンケート調査結果	47